

IV 札幌市における公立夜間中学の設置に係る基本方針

札幌市で設置する公立夜間中学については、札幌市の教育が目指す目標や方向性を整理した「札幌市教育振興基本計画¹¹」や前述の札幌市教育委員会で行ったアンケート、「札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会¹²」（以下、「在り方検討委員会」）での意見を踏まえて以下のような取組を進めます。

1 札幌市が設置する公立夜間中学の目指す姿

『 生徒の誰もが安心して、学びの主角となれる多様性を尊重する学校 』

札幌市においては、様々な理由で学齢期において十分に学ぶことができず、また、その後も学ぶ力を身に付ける機会を得られず、困難を抱えながら生活している方もいます。

また、前述のアンケートによると、札幌市においては、高齢者層、不登校層、外国籍層のどの層にも一定の入学ニーズがあり、以下の通り様々なニーズを持った多様な生徒が在籍することが想定されます。

以上のことから、札幌市の夜間中学は、入学が想定される様々な困りを抱えた生徒の誰もが安心して学びの主角となり、一人一人の夢や願いの実現につながる多様性を尊重した学校づくりを進めていきます。

★ 各層ごとの入学ニーズ上位3項目

- 高年齢層（戦後の混乱期等で義務教育を未修了の方を含む）
 - ・ 小中学校の勉強をやり直したい
 - ・ 読み書きを覚えたい
 - ・ 社会常識を身に付けたい
- その他世代層（主に不登校等様々な理由で十分に通学できなかった方）
 - ・ 小中学校の勉強をやり直したい
 - ・ 高校等への進学や就職をしたい
 - ・ 社会常識を身に付けたい
- 外国籍層（主に本国も含めて、義務教育を修了していない方）
 - ・ 日本の文化や社会を理解したい
 - ・ 日本語の読み書きをできるようになりたい
 - ・ 日本語が話せるようになりたい

¹¹ 札幌市教育振興基本計画（詳細は資料6を参照）
P5の脚注7参照

¹² 札幌市における公立夜間中学の在り方検討委員会（詳細は資料4、5を参照）
公立夜間中学の生徒の対象となりうる方々を支援している有識者や学識経験者から、札幌市が設置する公立夜間中学で配慮すべき事項などについて意見を聴取するための委員会

2 札幌市が設置する公立夜間中学の学校づくりの視点

(1) 一人一人の夢や願いの実現につながる多様性を尊重した学校づくり

入学対象となる各層から希望の高かったニーズや在り方検討委員会での意見を踏まえ、次の七つの基本的な考え方に基づき学校づくりを進めていきます。

ア 共に学び合いながら、多様性を尊重します

国籍や年齢などの多様な生徒が在籍できるという特徴を生かし、生徒も教職員も共に学び合いながら、互いの多様性を尊重します。

イ 小学校の学習内容を含めた学び直しを実現します

授業時間や授業内容を柔軟に設定し、小学校の学習内容も含め、一人一人の習熟の度合いや理解の進度に応じた学び直しを実現します。

ウ 基礎・基本を大切にし、実社会で生きる「学ぶ力¹³」を育みます

ICTをはじめ、様々な学習教材を活用し、学ぶ意欲とともに基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、実社会で生きる「学ぶ力」を育みます。

エ 自己表現力の機会を大切にし、学ぶ喜びと自信につながるよう支援します

教師が生徒の可能性を信じ、学習による伸びを積極的に認めるとともに、言語活動や芸術活動等の自己表現の機会を大切にし、生徒自身が自己の成長を実感することで学ぶ喜びと自信につながるよう支援します。

オ 日本語に不安のある生徒に対して、日本語指導を行います

日本語に不安のある生徒が、日本語での教科学習や学校生活に適応できるよう、日本語指導を行います。

カ 体験的な学習を取り入れ、社会性を育みます

学校行事を大切にするとともに、卒業後すぐに社会参画できることなどを意識した学習やソーシャル・スキル・トレーニング¹⁴の手法を用いた学習など体験的な学習を取り入れ、社会性を育みます。

¹³ 学ぶ力

札幌市教育委員会では、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力等の「学ぶ力」を育成するため、「学ぶ意欲（主体的に学習に取り組む態度）」「学んだ力（基礎的・基本的な知識及び技能）」「活かす力（思考力・判断力・表現力等）」の学力の3要素をバランスよく育む教育の充実を学校教育の重点に位置付けています。

¹⁴ ソーシャル・スキル・トレーニング

社会で人と人が関わりながら生きていくために欠かせない技能（スキル）を身に付ける訓練のことで、日常の社会生活場面において、現状を察したり、予測したりしながら、相手に不快を与えないなど、相手を意識しながら適切に自己表現をするための技能を身に付けるトレーニングのこと。

キ 進路探究学習¹⁵を通して自分らしい生き方ができるよう支援します

進路探究学習を通じて、卒業後の進路はもとより、学ぶことと自分自身の将来とのつながりを意識し、自らの将来を設計できる能力を身に付けるなど、自分らしい生き方を実現できるよう支援します。

(2) 生徒の誰もが安心して学びの主役となれる学校の環境整備

入学ニーズをもつ方々の高年齢層、不登校層、外国籍層の誰もが、安心して学べるよう、次の五つの考え方に基づき、学ぶ環境を整えます。

ア 少人数指導体制を充実します

学習する教科等によっては、習熟度別にクラスを分けたり、一つのクラスで個別指導や少人数での指導を導入したりするなど、教科担当の教員だけではなく、複数の教員等で指導する体制づくりに取り組みます。

イ 学習支援体制を充実します

学びのサポーター¹⁶などの各種ボランティアと積極的に連携するなどして、個に応じたきめ細かな学習支援体制づくりに取り組みます。

ウ 教育相談体制を充実します

養護教諭を配置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備し、専門家の支援を受けながら、きめ細かな教育相談に対応する体制づくりに取り組みます。

エ 生徒が継続して学校生活を送ることのできる環境に配慮します

学びのセーフティネットの役割が求められることから、身体的事情で学校生活を断念することが無いよう、施設・設備の配慮を検討するほか、経済的事情で学校生活を断念することが無いよう、学校行事や教材を工夫するなど生徒が負担する費用の低廉化への配慮に加え、就学援助に類する経済的支援¹⁷の実施についても検討してまいります。また、給食等の提供についても検討してまいります。

¹⁵ 進路探究学習

「自分らしい生き方」と「社会的・職業的自立」に向けて必要な基盤となる資質・能力を養うことを目的に、生徒一人一人が将来に希望をもち、生き方や進路について考える学習。

¹⁶ 学びのサポーター

市立小、中、高等学校の通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童生徒に、学校での教育活動において必要となる支援を行う有償ボランティアのこと。

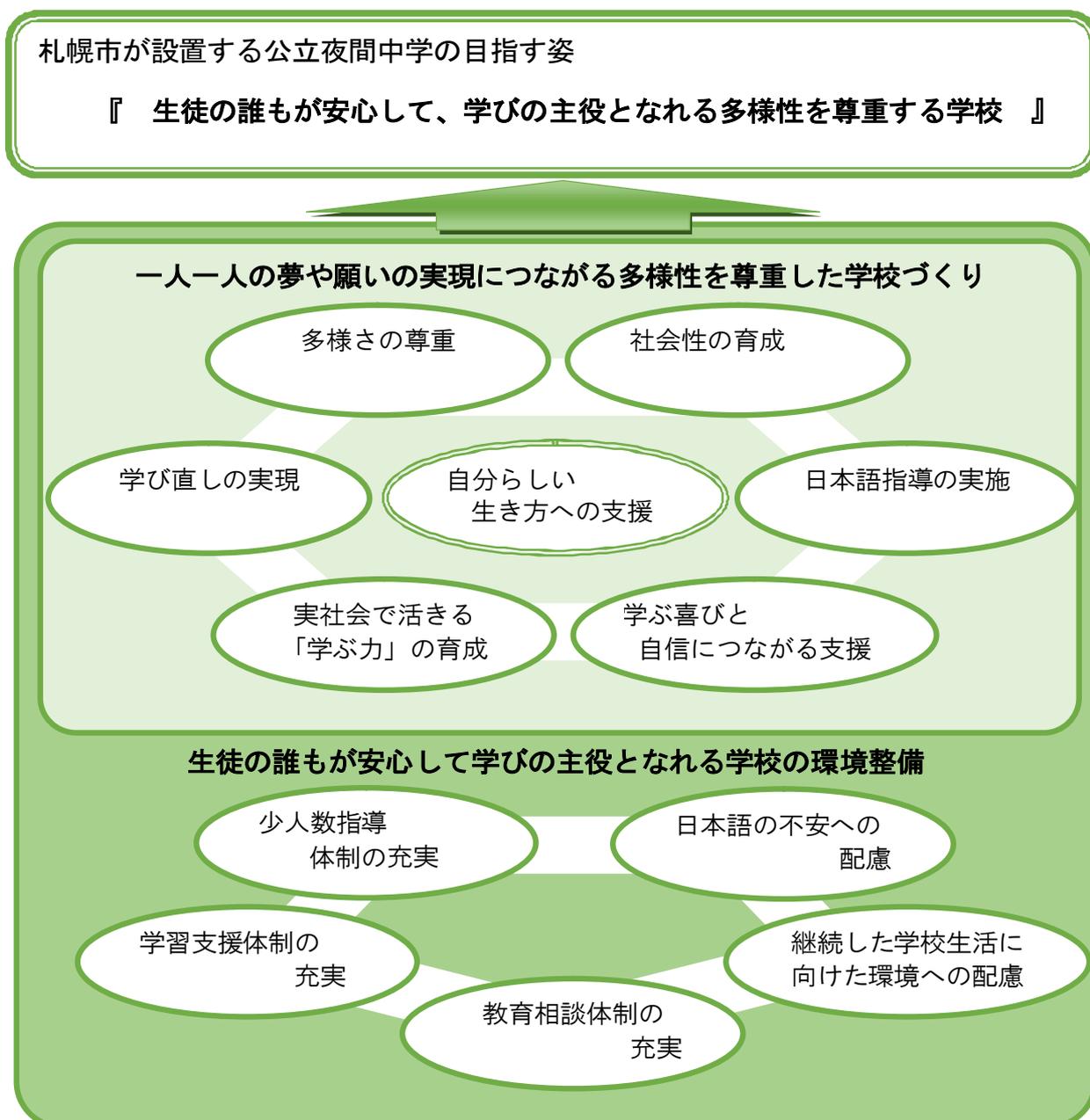
¹⁷ 就学援助に類する経済的支援

就学援助は、学校教育法第19条において、「学齢生徒の保護者」に対して行うものとなっており、学齢期を過ぎた生徒を受け入れる夜間中学には適用にならないことから、文部科学省では夜間中学で行われている経済的支援について、「就学援助に類する経済的支援」と呼称しています。

オ 外国籍生徒の日本語や日本文化への不安に配慮します

日本語指導の教材や映像等を活用した学習を積極的に取り入れ、生徒の理解度に
応じた複数の授業を実施するとともに、日本の学校生活に関する相談などにおいて、
適宜通訳等を活用できるような支援体制づくりに取り組みます。

★ 札幌市における公立夜間中学の設置に係る基本方針構造図



V 札幌市における公立夜間中学の設置の枠組

1 入学対象

以下の全てを満たす人を入学対象とします。

- (1) 学齢期（満 15 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日まで）を過ぎた人
- (2) 中学校を卒業していない人、または、卒業していても不登校等の理由により、十分に学ぶことができなかつた人（国籍は、日本国籍、外国籍を問わない）。
- (3) 原則札幌市内に居住する人

※ 公立夜間中学は、現時点では北海道内に 1 校であることから、北海道教育委員会の協力の下に連携の意向がある近隣市町村に在住の方についても受け入れる方向で調整を進めます。

2 開校年次：令和4年4月

3 設置形態：単独中学校として開設

設置形態については、既存中学校に開設する「二部学級」、本校の中学校と離れた箇所に設置する「分校」、公立夜間中学をひとつの学校として設置する「単独校」という三つの形態がありますが、札幌市では、夜間中学における教育活動の充実と独立性を重視し、単独校で設置します。

※ 国の標準に基づく教職員配置例…学校規模が 1 学年 1 学級の場合、中学校併設の二部学級は 3～5 名、分校は 9 名、単独校は校長を含めて 11 名。

4 学校規模：1 学年 1 学級(計 3 学級)

全国の公立夜間中学の在籍者数の平均が 52 名程度であることや前述の札幌市で行ったアンケートの結果を踏まえ、学校規模は 1 学年 1 学級とします。

5 設置場所：札幌市立資生館小学校内に設置

市内全域からのアクセスが便利であること、校舎がバリアフリーであり、大幅な施設改修が不要であることや、現在活用可能なスペースがあり、早期開設が可能であることなどを勘案して札幌市立資生館小学校の校舎の一部を活用して開校します。

6 修業年限：3年(在籍上限原則6年)

修業年限は、通常の中学校と同じく3年ですが、前述の札幌市で行ったアンケートの結果からも、じっくり学ぶことを望むニーズが確認され、また、小学校からの学び直しを希望する層も一定程度いることから、原則として最長6年までの在籍を可能とします。

7 入学時期：9月までを入学可能期間とする

アンケート結果からも柔軟な入学制度に対する要望が大きいことが確認されました。その一方で、年度の途中からの入学については、年間で参加できる授業時数が少なくなること懸念されるため、上半期に当たる9月まではいつでも入学できることとします。

8 編入学対応：中学2年、中学3年からの編入学も可能とする

一人一人の学習歴や入学時点での学習習得状況を踏まえるとともに、高等学校等への進学や就職などを目指す生徒に適切な学びの期間を設定する観点から、中途学年の2年、3年からの編入学も可能とします。

VI その他

1 関係機関等との連携

以下の団体を含めて、様々な関係機関や各種団体との連携を検討してまいります。

(1) 札幌市若者支援総合センター

様々な悩みを抱える若者（義務教育終了から39歳）及びその家族の相談に応じる取組を行う機関です。入学希望者への情報提供及び学校生活支援、進路探究学習の具体的な取組について連携してまいります。

(2) 公益財団法人 札幌国際プラザ

国際都市札幌の特性を生かした様々な交流や多文化共生を進める組織です。外国籍の方に対する支援の在り方について連携してまいります。

(3) 札幌遠友塾（自主夜間中学）

指導実績30年を超える札幌市内にある自主夜間中学です。指導方法に係る学び合いを含めて連携してまいります。

(4) 市立札幌大通高等学校

午前部、午後部、夜間部の三部制を取り入れ、生徒の多様な学習ニーズに応える教育を行う札幌市立高校です。ともに多様性を重視する学校として、卒業後の支援の在り方を含め、様々な教育活動について連携してまいります。

2 継続的な改善への取組

公立夜間中学は、札幌市として初めて設置する学校であり、主役である生徒のニーズを踏まえ、常に変化し続ける必要があります。そのため、開校後も学校評議員制度¹⁸などを積極的に活用し、より広範な関係者の意見を聞きながら継続的に学校の運営状況を把握し、適宜改善に向けた取組を進めてまいります。

3 研修体制の整備と他の市立学校への理念の普及

公立夜間中学に勤務する教員への研修体制を充実させるとともに、他の市立学校教員への夜間中学での研修機会の提供や市立小学校等との人事交流を進めるなどして、夜間中学の理念の普及や教員の資質の向上に努めてまいります。

¹⁸ 学校評議員制度

学校評議員委員は、地域に開かれた学校づくりの推進のために、学校運営に意見を述べる方のことで、規則で各学校に置くことができるとされています。学校評議員委員制度は、全ての市立小、中学校で実施されています。

4 市民への広報・周知

関係機関と連携しながら適切な時期に説明会を開いたり、外国語版パンフレットを作成したりするなど、対象となる方やその周りの方々に届く情報提供を進めるとともに、夜間中学を広く理解していただくことを目的に市民への広報についても行ってまいります。